

国官総第257号
令和8年3月6日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

東日本大震災発生十五年となる3月11日における弔意表明について

標記について、別添のとおり復興大臣より通知がありましたので、その趣旨の徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

また、震災の発生時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるように、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

なお、弔旗掲揚に際しては、別添通知の記載事項に留意の上、対応願います。



復本第355号
令和8年3月6日

国土交通大臣 金子 恭之 殿

復興大臣 牧野 たかお

東日本大震災発生十五年となる3月11日における
弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴府省（庁）においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴府省（庁）部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省（庁）におかれては、当該独立行政法人等を含む。）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

あわせて、貴府省（庁）部内及び関係者に対して、震災の発生時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。